



平成30年11月12日

## 雪道での立ち往生車両の排除、通行規制の実践型訓練を実施

国土交通省青森河川国道事務所では、「**大雪の影響により登り坂で大型車両が立ち往生、道路を塞ぎ大規模な渋滞が発生**」を想定した現地での対応訓練を行います。

### <訓練の目的>

普段から交通量が多い道路で通行止めが発生し長期化した場合には、物流や日常生活、急病人の搬送などに多大な影響があります。

道路を管理する青森河川国道事務所では、万が一道路を塞いで脱出できない車両により**大規模な交通障害が発生すると見込まれる場合**には、渋滞区間での**通行規制の実施、災害対策基本法の適用による立ち往生車両の強制排除、集中除雪**などを行い、できるだけ早期に円滑な通行が確保されるように準備を進めております。

- 訓練日時 平成30年11月14日（水） 14時00分～15時30分  
（訓練当日に災害等が発生または悪天候の場合は中止することがあります）
- 実施場所 青森東防災ステーション  
（青森市大字桑原字稲葉207-2）
- 訓練内容 災害対策基本法により区間指定された道路の通行止め  
立ち往生車両（大型車）のけん引、滞留車両の移動 など

### <参考>災害対策基本法について

平成26年の法改正により、地震等大規模災害発生時や大雪時には道路管理者に放置車両対策として以下の権限が付与されています。

1. 緊急車両の通行ルート確保のため、車両の運転者等に対して移動を命令。  
運転者が不在等の場合は、道路管理者が自ら車両を移動
2. 移動車両等を一時保管する場所として、他人の土地の一時使用等

<発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社>

### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

住所：青森市中央三丁目20-38 電話017-734-4521（代表）

副所長（道路担当） 大澤 尚 史（内線205）

道路管理第一課長 高階 博 之（内線431）

＜過去の訓練状況＞



▲車両を塞ぐ大型車をけん引



▲通行止めを実施



▲運転者への説明

## ■訓練の実施場所

青森東防災ステーション（青森市大字桑原字稲葉207-2）



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平30 東複、第23号)』